

(別紙)

諮問番号：令和7年諮問第9号

答申番号：令和7年答申第10号

## 答申書

### 第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は京都府知事（以下「処分庁」という。）がなした特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に基づく令和6年6月5日付け特別児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

### 第3 審査請求に至る経過等

- 1 平成24年4月、審査請求人は、審査請求人の子（以下「対象児童」という。）について法に基づく特別児童扶養手当の受給を開始した。
- 2 令和3年8月5日、審査請求人は、対象児童について特別児童扶養手当有期再認定（以下「前回認定」という。）を受けた。
- 3 令和6年3月27日、審査請求人は障害認定有期期限更新のため、処分庁に対する特別児童扶養手当障害状況届を〇市に対して提出した。
- 4 令和6年6月5日、処分庁は令和6年3月26日を特別児童扶養手当受給資格喪失日（以下「受給資格喪失日」という。）として、本件処分を行った。
- 5 令和6年7月11日、審査請求人は審査庁に対し本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

### 第4 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

- (1) 本件処分における対象児童の障害の状態について、前回認定における障害の状態から改善しておらず、法第3条に規定する特別児童扶養手当の支給要件に引き続き該当することから、本件処分は不当である。
- (2) 受給資格喪失日から特別児童扶養手当資格喪失通知日（以下「資格喪失通知日」という。）までに要する期間が長く、不当である。
- (3) 以上のとおり、本件処分は不当であることから、取消しを求める。

## 2 処分序の主張

- (1) 本件処分は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「政令」という。）第1条第3項及び「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日付け児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「認定要領」という。）に基づいて行ったものであり、本件処分は、適法かつ適正なものである。
- (2) 審査請求書に記載されている対象児童の状態や行動については、審査請求人から提出のあった令和6年3月26日付け特別児童扶養手当認定診断書（以下「今回診断書」という。）に記載がなく、認定の判断材料とすることはできない。
- (3) 本件処分の通知に至る過程について、特別児童扶養手当障害状況届の受理を審査請求人の居住地である〇市を経由して行っていること、認定要領別紙3の(2)に基づく嘱託医の審査について日を定めて行っていること、市町村の事務負担を考慮し、資格喪失通知を集約して行っていることを踏まえると、今回、受給資格喪失日から資格喪失通知日までの過程に違法又は不当な点はなく、手続に要した時間が、不當に長いとはいえない。
- (4) 以上のとおり、本件処分は適法かつ正当に行われたものであり、本件審査請求の趣旨及び理由に根拠はなく、これを棄却するとの裁決を求める。

## 第5 法令等の規定について

- (1) 特別児童扶養手当は、法第3条第1項において「障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき」等に支給する旨が規定されており、法第2条第1項及び第5項において「この法律において『障害児』とは、20歳未満であって、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」、「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」とそれぞれ規定されている。  
また、政令第1条第3項において「法第2条第5項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第3に定めるとおりとする。」と規定され、同令別表第3において各級の障害の状態が定められている。
- (2) 障害の認定については、認定要領別紙2の(6)において「各傷病についての障害の認定は、別添1 特別児童扶養手当障害程度認定基準（以下「障害認定基準」という。）により行うこと。」とされている。また、認定要領別紙2の(4)において「特別児童扶養手当認定診断書（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則に定める様式第2号）及び特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真（以下「診断書等」という。）によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行うこと。」と記載されている。認定要領別紙2の(5)において「障害の程度について、その認定の適正を期すため、必要な場合には期間を定めて認定を行うこと。」、同エにおいて「再認定を行う場合は、令和元年5月31日障発0531第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に「特別児童扶養手当における有期認定の取扱いについて」により行うこと。」と記載されている。また、障害の状態を

審査する医師については、認定要領別紙3の(2)において「障害児の廃疾の状態は、令別表第3の内容からみて、複雑多岐にわたるものであるので、障害の状態を審査する医師には、少なくとも内科、小児科、整形外科及び精神科の診療を担当する医師を加えること。」と記載されている。

(3) 障害認定基準第7節第2項「D 知的障害」の(2)において、各等級に相当すると認められるものとして、1級は「知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの」、2級は「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」と例示されている。また、「精神発達遅滞の1級と2級の程度を例示すれば、標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下のものが1級に、おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられる。」とされている。Dの(3)において「知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。」とされ、Dの(4)においては「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。」とされている。加えて、認定基準第7節第2項「E 発達障害」の(1)において「発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。」とされており、Eの(3)において、各等級に相当すると認められるものとして、1級は「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」、2級は「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」と例示されている。

## 第6 審理員意見書及び諮問の要旨

### 1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

#### (2) 理由

ア 対象児童が政令第1条第3項に定める障害程度の1級又は2級程度に該当するか否かについて

(ア) 審査請求人は、対象児童が法第2条第5項に規定する特別児童扶養手当1級又は2級認定程度の障害を有しているため、処分を取り消し、いずれかの級の認定を求めるものと考えられる。

(イ) 処分庁は、審査請求人から提出のあった今回診断書等の記載内容から、対象児童の発達指数はDQOであり、前回診断書における発達指数から低下が見られるものの、発達指数の基準ではいずれの級にも該当しないと判断している。また、今回診断書において「⑯医学的総合判定」については「軽度知的障害が

あり、言語・コミュニケーションの弱さは目立ち支援が必要である。」との記載があり、前回診断書において認められた自閉症スペクトラムに係る記載はない。また、「⑧発達障害関連症状」については「2 言語コミュニケーションの障害」の軽度及び「6 学習の困難（読み、書き）」に該当し、前回診断書において認められた「1 相互的な社会関係の質的障害」の症状は消失している。また、「⑪問題行動及び習癖」においては「3 他傷（暴行）」の軽度、「12 器物破損」及び「17 食事の問題（偏食）」に該当するものの、同右欄において「姉にいらないことを言われて手がでることはある。むしゃくしゃすると段ボールを壊したりする。」「放課後は友達とバスケットや野球をしたりしている。学校で友達とトラブルになることはない。給食では食べるが、偏食はあり、家では野菜は食べない。」「4月からは高校（推薦）に進学予定」との記載があることから、上記問題行動及び習癖は主に家庭内で見られるものであり、今回診断書において「⑬日常生活能力の程度」の「5 入浴」については、「半介助」に該当し、「入ろうと思えば入れる」との記載があることから、社会的な適応性の程度については、2級相当である「社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」には至らないと判断している。前述の内容も踏まえて総合的に判断した結果、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものである1級又は日常生活が著しい制限を受けるか若しくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の2級のいずれにも該当しないと認定したものである。

- (ウ) 処分庁は認定要領に基づき、小児科の嘱託医による審査を行っている。  
(エ) 審査請求人が主張している、「年齢が上がっているにもかかわらず発達年齢が変わらないこと」や「自閉症スペクトラムの症状が改善していないこと」、「60万円もの高額な携帯ゲームの課金をしてしまったこと」などの対象児童の状態や行動については、今回診断書において特段の記載がないことから、認定の判断材料とはできない。

イ 受給資格喪失日から資格喪失通知日までに要した期間について

本件処分の通知に至る過程について、審査に係る手続を踏まえると、受給資格喪失日から資格喪失通知日までの過程に違法又は不当な点はなく、手続に要した時間が不当に長いとはいえない。

以上のとおり、政令第1条第3項及び認定要領に従って決定された本件処分は、法令等の定めるところに従って、適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

## 2 審査庁による諮問の要旨

### (1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1 の(2)に同じ。

## 第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和7年9月24日 審査庁が審査会に諮問

令和7年10月2日 第1回調査審議（第1部会）

令和7年11月10日 第2回調査審議（〃）

令和7年11月11日 答申

## 第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点及び争点の検討

審査請求人は、本件処分における対象児童の障害の状態について、(1)前回認定における障害の状態から改善しておらず、法第3条に規定する特別児童扶養手当の支給要件に引き続き該当すること及び(2)受給資格喪失日から資格喪失通知日までに要する期間が長いことから、本件処分は不当である旨主張していることから、以下検討する。

(1) 対象児童が政令第1条第3項に定める障害程度の1級又は2級程度に該当するか否かについて

ア 前提として、認定要領別紙2の(4)において、障害の認定については、「特別児童扶養手当認定診断書（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則に定める様式第2号）」によって行うと規定されており、本件処分に係る障害の認定において、今回診断書の内容から障害の程度を判断したことに違法又は不当な点はない。

また、認定要領別紙3の(2)において、障害の状態を審査する医師については、「障害児の廃疾の状態は、令別表第3の内容からみて、複雑多岐にわたるものであるので、障害の状態を審査する医師には、少なくとも内科、小児科、整形外科及び精神科の診療を担当する医師を加えること」と規定されているところ、処分庁は、専門的な知識を有する小児科の嘱託医による審査を行っており、認定要領に従った審査を行っている。

イ 障害認定基準第7節第2項Dの(2)において、「精神発達遅滞の1級と2級の程度を例示すれば、標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下のものが1級に、おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられる。」と記載されている。

処分庁は、発達指数を示すDQについて、今回診断書の記載は○であり、前回診断書における発達指数から低下が見られるものの、発達指数の基準ではいずれの級にも該当しないと判断している。また、処分庁は、次の内容も踏まえて総合的に判断した結果、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものであ

る1級又は日常生活が著しい制限を受けるか若しくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の2級のいずれにも該当しないと認定しており、違法又は不当な点はない。

- (ア) 今回診断書において「⑯医学的総合判定」については「軽度知的障害があり、言語・コミュニケーションの弱さは目立ち支援が必要である。」との記載があり、前回診断書において認められた自閉症スペクトラムに係る記載はない。
- (イ) 「⑧発達障害関連症状」については「2 言語コミュニケーションの障害」の軽度及び「6 学習の困難（読み、書き）」に該当し、前回診断書において認められた「1 相互的な社会関係の質的障害」の症状は消失している。
- (ウ) 「⑪問題行動及び習癖」においては「3 他傷（暴行）」の軽度、「12 器物破損」及び「17 食事の問題（偏食）」に該当するものの、同右欄において「姉にいらないことを言われて手がでることはある。むしゃくしゃすると段ボールを壊したりする。」「放課後は友達とバスケットや野球をしたりしている。学校で友達とトラブルになることはない。給食では食べるが、偏食はあり、家では野菜は食べない。」「4月からは高校（推薦）に進学予定」との記載があることから、上記問題行動及び習癖は主に家庭内で見られるものであり、今回診断書において「⑬日常生活能力の程度」の「5 入浴」については、「半介助」に該当し、「入ろうと思えば入れる」との記載があることから、社会的な適応性の程度については、2級相当である「社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」には至らないと判断できる。

ウ 審査請求人は、「年齢が上がっているにもかかわらず発達年齢が変わらないこと」、「自閉症スペクトラムの症状が改善していないこと」及び「60万円もの高額な携帯ゲームの課金をしてしまったこと」などの対象児童の状態や行動について主張しているが、今回診断書において、それらに係る特段の記載はない。処分庁が診断書を基に障害の程度を認定することを踏まえると、審査請求人の当該主張は認定に当たっての判断材料とはならないとした処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

エ 以上のとおり、処分庁は今回診断書の内容を総合的に審査して判断しており、対象児童について障害等級のいずれにも該当しないと認定した処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

(2) 受給資格喪失日から資格喪失通知日までに要した期間について

本件処分の通知に至る過程について、審査に係る手続を踏まえると、受給資格喪失日から資格喪失通知日までの過程に違法又は不当な点はなく、手続に要した時間が不当に長いとはいえない。

(3) したがって、本件処分は、法令等の定めるところに従って適正に行われたものと認められる。

## 2 判断

以上から、本件処分は、第5の法令等の定めるところに従って、適法かつ適正になされたものであり、審査請求人の主張には理由がない。

### 3 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

#### 京都府行政不服審査会第1部会

委 員 (部会長)	北 村 和 生
委 員	岩 崎 文 子
委 員	岡 川 美 巳